

舞台装置をめぐる名誉毀損事件 東京地裁H11.3.29

舞台演劇『赤穂浪士』の舞台装置には著作権侵害があるとの記者会見を行った造形美術作家、評論家、大学教授の三名に対して、指弾された美術家と劇団「スコット」が、名誉毀損だと訴えた。

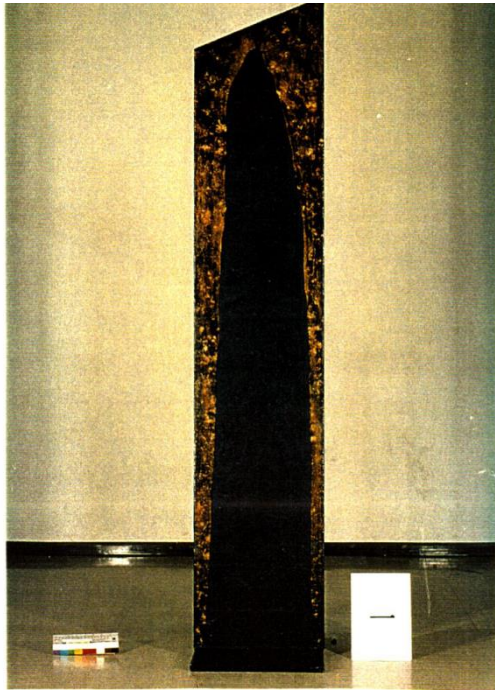
判決では「担当美術家の制作行為は著作権侵害には当たらないとして、十分に調査して他人の名誉を損なわないように注意すべきであった三名には過失があると、連帯して美術家と劇団『スコット』それぞれに50万円を支払うよう命じた。」なお、謝罪広告の掲載請求は認めなかった。

東京高裁 H12.9.19

高裁は**100万円**の賠償を命じた一審東京地裁判決を変更し、計**280万円**の支払いと新聞各紙への**謝罪広告の掲載を命じた**。

「美術家の作品と舞台装置に類似性はない」とした上で「慎重に検討することなく、話し合いを申し入れたスコット側の提案も拒否して記者会見を開き、名誉を傷つけた」と述べた。スコット側は1995年11月、「赤穂浪士」を上演、この劇を見た美術家は舞台装置について「盗作だ」とする記者会見を開き、**新聞各紙で報道**された。

最高裁(三小)H14.9.26 決定・上告棄却



頂部が扁平の縦長の四角形は、極めてありふれた形状であること、また、右上がり
に扁平とされた縦長の四角形、頂部が等辺の山形又は不等辺の山形とされた縦長の
五角形の形状も、ありふれた形状であること、さらに、パネルを衝立状に配置するとい
うことに、格別の創作性が認められないことも、当裁判所に顕著である。

したがって、本件のパネルの形状は、**著作者の思想又は感情を創作的に表現したも
のとして独自の創作性の認められるものとはいえない**ことが明らかである。